

～ご出発前のご案内～【重要】

- ご契約前に、販売個所がお渡し・ご案内させていただく、**外務省海外安全情報**をご確認ください。
- 最新情報、発出地域の地図、現地の治安状況などは、【外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>】でご確認いただけます。
- 契約後、ご出発までの間に該国・地域に新たな情報が発出される場合があります。**
時間的な余裕がない場合等ご案内できない場合もございます。ご出発に際し、**お客様ご自身で外務省海外安全ホームページをご確認ください。**
- 旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や、緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」へのご登録をお勧めします。



1. 「危険情報」・「感染症危険情報」

危険情報・感染症危険情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に外務省が発出する情報で、最新の現地危険情報の詳細と安全対策の目安が示されています。

種別	危険情報	感染症危険情報	ツアー催行について	
			企画旅行（募集型・受注型）	手配旅行
レベル1 十分注意してください	当該国（地域）への渡航・滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるようすすめるもの。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	原則として『通常どおり催行』します。 （取消料対象期間に取消される場合はお取消料を申し受けます。） ご旅行参加中に情報が発出された場合について 催行個所が添乗員または現地幹旋個所を通じて速やかに外務省危険情報をお渡し・ご案内します。 催行個所及び現地幹旋個所は安全情報の入手に努め、必要に応じ十分な対策を講じた上で旅行を催行します。	お客様に旅行を実施または継続するか否かの判断をしていただきます。 また、お取消料、ご変更に伴う費用等が生じる場合はお客様のご負担とさせていただきます。
レベル2 不要不急の渡航は止めてください ※感染症危険レベル2地域限定で、実施する場合がございます。 その際には、参加の皆様には、JATAガイドライン、運用書に従って参加いただけます。	当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることをすすめるもの。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等	原則として『催行中止』といたします。 場合により、催行中止の期間を定めることがあります。 ご旅行参加中に情報が発出された場合について 速やかに次により対応いたします。 ア）催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、外務省危険情報をお客様にお渡しの上ご説明いたします。 イ）催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。 ご旅程の変更などに伴う費用はお客様のご負担となります。 その後、独自に安全確認と情報収集を行い、十分な安全措置が取れると判断した場合は、お客様に外務省危険情報および安全措置の説明を行った上で旅行を実施いたします。	【取扱いについて】 レベル2： ご旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様（ご契約責任者）となります。 レベル3： ご旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様（ご契約責任者）となります。 レベル4： お取扱いいたしません。 【取消料・変更費用】 レベル2～4： 取消、変更などに伴う費用はお客様のご負担とさせていただきます。
レベル3 渡航は止めてください（渡航中止勧告） ※感染症危険レベル3地域限定で、一部例外的な取扱がございます。	当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ延期するようすすめるもの。また、現地に滞在している邦人に対しては退避の可能性の検討や準備を促すもの。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	『催行中止』といたします。 ご旅行参加中に情報が発出された場合について 速やかに次により対応いたします。 ア）催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、外務省危険情報をお客様にお渡しの上、ご説明いたします。 イ）催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。 ご旅程の変更などに伴う費用はお客様のご負担となります。	レベル4： お取扱いいたしません。 【取消料・変更費用】 レベル2～4： 取消、変更などに伴う費用はお客様のご負担とさせていただきます。
レベル4 退避してください（退避勧告）	現地に滞在している全ての邦人に対して当該国（地域）から、安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧告するもの。	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	『催行中止』といたします。 ご旅行参加中に情報が発出された場合について 速やかに次により対応いたします。 ア）催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、外務省危険情報をお客様にお渡しの上、ご説明いたします。 イ）催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。 ご旅程の変更に伴う費用などはお客様のご負担となります。	※国家案件等、一部例外的な取扱がございます。

2. スポット情報

スポット情報は、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から知っておく必要があると思われる情報を、速報的に個別に提供することを目的としています。情勢によっては、危険情報のレベルの引き上げに繋がるものもあります。

外務省分類例	ツアー催行について	
	企画旅行	手配旅行
<ul style="list-style-type: none"> ■治安の急速な悪化 ■突発的な事件 ■自然災害の発生 ■感染症の発生 ■法制度の改正 ■特定犯罪の増加 ■テロの可能性の高まり 	原則として通常どおり催行します。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）	該当地域へ旅行の実施または継続するか否かはお客様の判断となります。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）

※弊社は、上記の「外務省分類例」の中から安全対策上重要な情報をご旅行日程に含まれる「観光コース」において発出された場合にご案内いたします。

3. 広域情報

広域情報は、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事案が生じた際に注意をよびかけるものです。

外務省分類例	ツアー催行について	
	企画旅行	手配旅行
<ul style="list-style-type: none"> ■国際テロ組織の動向 ■防犯対策 ■国際的な犯罪事件 ■感染症等の広域発生 	原則として通常どおり催行します。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）	該当地域へ旅行の実施または継続するか否かはお客様の判断となります。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）

※弊社は、上記の「外務省分類例」の中から安全対策上重要な情報をご旅行日程に含まれる「観光コース」において発出された場合にご案内いたします。